

飛驒市告示第285号

地方自治法第102条第2項の規定により、下記のとおり令和6年第3回飛驒市議会定例会を招集する。

令和6年8月27日

飛驒市長 都 竹 淳 也



記

- 1 日 時 令和6年9月3日(火) 午前10時00分
- 2 場 所 飛驒市役所 議事堂

令和6年第3回飛騨市議会定例会議事日程

令和6年9月3日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3	報告 第5号	株式会社飛騨ゆいの経営状況報告について
第4	承認 第6号	専決処分の承認を求めることについて(令和6年度飛騨市一般会計補正予算(専決第2号))
第5	発議 第2号	飛騨市議会ハラスメント防止条例について
第6	議案 第75号	飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第7	議案 第76号	飛騨市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
第8	議案 第77号	坂下辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
第9	議案 第78号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第10	議案 第79号	飛騨市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第11	議案 第80号	財産の無償譲渡について(神岡町旧白樺荘)
第12	議案 第81号	飛騨市企業立地促進条例の一部を改正する条例について
第13	議案 第82号	令和6年度飛騨市一般会計補正予算(補正第2号)
第14	議案 第83号	令和6年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)
第15	議案 第84号	令和6年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第1号)

令和6年第3回飛騨市議会定例会議事日程

令和6年9月3日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第16	議案 第85号	令和6年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第1号)
第17	認定 第1号	令和5年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
第18	認定 第2号	令和5年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第19	認定 第3号	令和5年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第20	認定 第4号	令和5年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第21	認定 第5号	令和5年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第22	認定 第6号	令和5年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第23	認定 第7号	令和5年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第24	認定 第8号	令和5年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第25	認定 第9号	令和5年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第26	認定 第10号	令和5年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第27	認定 第11号	令和5年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について
第28	認定 第12号	令和5年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
第29	認定 第13号	令和5年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
第30	認定 第14号	令和5年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について

○出席議員（13名）

1番	佐中	藤田	克利	成昭
2番	小笠	原上	美雅	子廣
3番	水	吹	保	孝要
4番	上	端	豊	二朗
6番	森	田川	浩史	美博
7番	井澤	村山	清文	憲子
8番	住前	山原	文勝	美子
9番	野籠		惠邦	子
10番	高			
11番				
12番				
13番				
14番				

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	藤	井	弘	史
教育長	下	出	尚	弘
総務部長	谷	尻	孝	之
企画部長	森	田	雄	郎
市民福祉部長	野	村	賢	一
商工観光部長	畑	上	あ	一
農林部長	野	村	久	さ
基盤整備部長	森		英	徳
環境水道部長	横	山	裕	樹
教育委員会事務局長	大	庭	久	和
会計管理者	渡	邊	康	幸
消防長	堀	田	丈	智
病院事務局長	佐	藤	直	郎
財政課長	上	畑	浩	樹
代表監査委員	島	田	哲	司
				吉

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡	田	浩	和
書記	島	中	み	な
				み

（ 開会 午前10時00分 ）

◆開会

◎議長（井端浩二）

本日の出席議員は全員であります。

それではただいまから、令和6年第3回飛騨市議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（井端浩二）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、13番、籠山議員、14番、高原議員を指名いたします。

◆日程第2 会期の決定

◎議長（井端浩二）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日9月3日から9月26日までの24日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日9月3日から9月26日までの24日間と決定いたしました。

この際、諸般の報告を行います。議長がこれまでに受理した請願・陳情等は、お手元に配付の請願・陳情等文書表のとおりであります。議長活動報告及び監査委員からの例月現金出納検査の結果についての報告につきましては、それぞれお手元に配付のとおりであります。それをもって報告に代えさせていただきます。以上で、議長の報告を終わります。

続きまして、市長から発言の申し出がございますので、これを許可いたします。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（井端浩二）

都竹市長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

本日、令和6年第3回飛騨市議会定例会を招集させていただきましたところ、ご参集を賜りまして誠にありがとうございます。今議会は9月26日までの24日間でございますけれども、重要な案件につきましてご審議を賜ります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

お手元にお配りしております行政報告の中から、6月定例会以降の市政の取り組みにつきまして6点ご報告を申し上げたいと思っております。

最初に、6月29日、土曜日、「思春期健診ヒダ×10代ケンシンスタートアップ説明会」を開催

いたしました。

この健診は、地域生活安心支援センターふらっとの顧問医師である阪下和美先生が国立成育医療センター在任中、国の研究員として組み上げられた健診内容をもって、その社会実装検証として全国で初めて実施するものでございます。説明会当日はメディアに対し阪下医師から健診の趣旨や意義、実施方法等を説明し、実際の健診場所を見学していただきました。健診は、11歳から高校生までを対象に、希望者に対して8月から始めております。まだ受診者は少ないですが、中学生を中心に25名程度の予約者に対し順次健診を実施しております。

続きまして、友好交流都市である台湾の新港郷との友好交流30周年を記念するイベントが、新港郷にて7月13日、土曜日から2日間にわたり開催されました。

イベントを主催された新港文教基金会よりご招待を受け、飛騨古川の伝統芸能の披露として古川祭神楽台奏楽部による獅子舞や四神太鼓のメンバー、中高生を含む16名にもご参加をいただきました。また、同時に台湾交流ツアーも催行し、13名の方々が参加され、現地で一緒にお祝いをしていただきました。メイン会場となった新港公園では、30周年をお祝いすべくステージイベントや各種ワークショップ、屋台販売などが行われ、想像以上の人出と盛り上がりで、この30年間の重みや歴史を肌で実感したところがございます。なお、イベント初日の13日には、ラーメンなど市の特産品の輸出販売開始を記念する式典も開催いたしまして、現地メディアによる取材も受けました。今後、双方にビジネス面での交流も期待したいと考えています。新港郷との交流は、友好都市提携を結んだ7年前と比べてもさらに拡大をいたしております。今年8月には市内の高校生10人がホームステイで現地交流をしており、今月末には新港郷公所の葉郷長はじめ行政関係者が来市される予定でございます。30年間続いた交流を大切に、今後も市民と一緒に交流の輪を広げていきたいと考えております。

続きまして、7月30日、火曜日、長崎青少年ピースフォーラムに派遣する中学生の皆さんを激励いたしました。

市では、平和があつてこそ日々の平穏な暮らしが成り立っていることを市民の皆さんに再認識いただくため、昨年度から平和意識醸成のための取り組みを進めております。その取り組みの一環として、長崎平和推進協会主催による「長崎青少年ピースフォーラム」に市内の中学生を派遣してございまして、今回は8名の方から参加希望がございました。中学生の皆さんからは「自分ができることは、戦争について勉強して戦争の恐ろしさを後世に伝えていくことと考え、参加を希望した。」といった真摯な姿勢が感じられまして、私からは平和祈念式典への参列をはじめ現地において実際に見聞きすることが貴重な経験になることを伝えるとともに、戦争がどうして起こるのかも考えてみてほしい旨をお願いしたところがございます。派遣は8月8日、木曜日から10日、土曜日の間で無事終了しており、8月23日、金曜日開催の平和都市宣言検討委員会の場において、参加した中学生の皆さんから派遣で学んだ成果を発表いただいたところがございます。なお、平和都市宣言は、今回発表いただいた中学生の皆さんのご意見をはじめ、多くの方々の平和への想いを取り込みながら、民間の委員の方々が中心となって今年度中に策定するよう進めてまいります。

次に、8月6日、火曜日、新宿なだ万にて都内なだ万グループの各料理長を集め、飛騨の鮎のレセプションを行いました。これは2年前に食の大使である工藤英良氏のご紹介で、なだ万元総

料理長はじめ料理界でも特に影響力のある料理人の方々を飛騨市にお招きする「シェフ招聘事業」がきっかけとなったものです。この日は飛騨市から鮎の販売事業者も会場に駆けつけ、飛騨の鮎の特徴やその魅力について語っていただいたほか、鮎の試食も行いました。会場を訪れた各料理長からは非常に高い評価をいただきまして、さっそくその後の取り引きにもつながっております。市では引き続きこうした取り組みを通じまして、飛騨の食の価値を知っていただく機会をつくってまいりたいと考えています。

続きまして、8月22日、木曜日、中部地方を中心に事業展開する和食処サガミさんとの連携で「飛騨市まるごと食堂with和食処サガミ 飛騨の恵みDEなごやめしフェア」を開催することとなり、その記者発表を名古屋市のサガミー社店で行いました。これは飛騨市がお薦めする食材をもっと多くの方に知っていただきたい、味わっていただくというものでございまして、飛騨市を代表する飛騨牛や飛騨トマトなどを盛り込んだメニューが、名古屋市内の全サガミ19店舗において期間限定で提供されております。また、期間中、各店内では飛騨市のポスターや飛騨牛等が当たるアンケートキャンペーンなども実施しております。市では市内のまるごと食堂をはじめ、食を通じた地域間交流や飲食業界との事業連携なども含めまして、今後も飛騨市の食の魅力について発信してまいりたいと考えています。

最後に、子供たちの活躍についてご報告いたします。

まず、小学生の活躍です。古川小学校6年生の田島翔愛さんがバレーボールクラブ「Mates」の一員として、第44回全日本バレーボール小学生大会に出場されました。

次に、中学生の活躍です。7月に開催された岐阜県中学校体育大会には多くの中学生が出場し、日頃の練習の成果を存分に発揮されました。団体競技では、古川中学校の女子バスケットボール部が見事優勝に輝きました。個人競技では、陸上女子100メートルハードルにおいて、古川中学校3年の坂本香乃さんが6位入賞を果たし、それぞれ8月に開催された東海大会に出場されました。また、8月に広島県で開催された第24回ボーイズリーグ鶴岡一人記念大会に、中日本ブロック女子チームに選抜された古川中学校3年生の佐々木菜緒さんが出場されました。文化系においては、古川中学校と神岡中学校の生徒が参加する地域クラブ「飛騨ジュニアウインドオーケストラ」が、第62回岐阜県吹奏楽コンクール岐阜県大会において見事金賞を受賞し、続いて8月24日に開催された東海吹奏楽コンクールでも銀賞を受賞しました。

最後は高校生の活躍です。第69回岐阜県高等学校定時制・通信制総合体育大会において、岐阜県立飛騨高山高等学校1年の山腰菜月さんが卓球競技女子個人戦で3位の好成績を収められました。第71回東海高等学校総合体育大会では、岐阜県立益田清風高等学校3年の星合柑太さんが男子5,000メートル競歩優勝という好成績を収められまして、それぞれ7月に開催された全国大会に出場されました。また、8月に兵庫県明石市で開催された全国高等学校軟式野球選手権大会では、岐阜県代表中京高等学校が3年連続13度目の優勝というすばらしい成績を収められ、2年生で古川町出身の田口天照さん、同じく古川町出身の内野歩さんが選手として活躍されました。文化系においては、岐阜県立飛騨神岡高等学校文芸部が、8月に岩手県で開催された第19回全国高校生短歌大会に出場し準優勝というすばらしい成績を収められました。

今年の夏も本当に多くの子供たちの活躍があり、明るいニュースとして多くの市民に元気を与えてくれました。全ての選手のこれまでの日々の努力をたたえるとともに、これからのさらなる

活躍を大いに期待し、私からの行政報告とさせていただきます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で市長の発言を終わります。

それではここで市長より、今定例会における議案の提案理由、総括説明を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それでは、今議会に提案しております案件についてご説明申し上げます。

今回は報告案件が1件、承認案件が1件、条例改正が5件、計画の変更が1件、財産の無償譲渡案件が1件、令和6年度補正予算が4件、令和5年度決算の認定が14件の合計27件でございます。

報告案件は、株式会社飛騨ゆいの経営状況の報告でございます。

計画の変更は、辺地対策事業債の予定額の変更に伴う坂下辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更です。

財産の無償譲渡は、神岡町旧白樺荘を民間事業者へ無償譲渡するにあたり議決を求めるものでございます。

議案の中で即決議案としてお願いする案件は、一般会計補正予算（専決第2号）でございます。

なお、補正予算、条例改正等につきましては、後ほど説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で市長の説明を終わります。

◆日程第3 報告第5号 株式会社飛騨ゆいの経営状況報告について

◎議長（井端浩二）

日程第3、報告第5号、株式会社飛騨ゆいの経営状況報告についてを議題といたします。説明を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

それでは、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告第5号、株式会社飛騨ゆいの第9期（令和5年度）事業報告及び決算に関する書類並びに第10期（令和6年度）事業計画及び予算に関する書類につきまして、別紙のとおり報告いたします。

資料の2ページ目をお願いいたします。令和5年度においては、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことを受けて売上収益の確保を見込んでおりましたが、高山市内でのホテル開業など競合他社進出の影響を受けて、想定しておりましたインバウンドの囲い込みが不調となり、これまで売り上げの大勢を占めていたホテル季古里の業況が伸び悩んだほか、年末年始の雪不足により飛騨かわいスキー場の営業が遅延したことなどを背景に、当初計画の売上収益計画が未達となりました。

その結果、第9期決算においては、売上高が前期比マイナス656万8,000円の3億2,083万5,000円、当期純損失は前期比マイナス484万8,000円の462万9,000円という減収減益になりました。

特にホテル季古里においては、従業員の退職が相次ぐなど慢性的な人員不足にあったほか、スタッフの働き方改革の一環として休館日を設けたことにより、売上高は前期比マイナス1,417万9,000円の6,600万7,000円。施設利用者は前期比マイナス1,410人の3,995人となり、会社全体の経営計画が未達となる要因となりました。

施設の利用者数を見ても、決算書に記載はありませんが、令和5年度全体では13万3,285人で前年対比で2,659人増加しました。アフターコロナによるアウトドアブームを受けて、ふれあい広場、やまびこ館、なかんじょ川、スキー場が、また、釣り客など域外顧客の獲得によりゆうわ〜くはうす、飛騨まんが王国が顧客増加を図ることができました。併せて、バス部門やふれあい広場が収益の柱となったほか、スキー場、入浴施設、やまびこ館、なかんじょ川においては安定した収益を確保することができました。

続きまして、4ページからは施設別の売上高、当期売上原価、売上総利益、販売管理費、営業利益等と経常利益の前年度との比較です。4ページからが計画対比、10ページからが前年対比となっております。

各施設別の状況ですが、主な施設について報告いたします。10ページをお願いいたします。ホテル季古里は、売上高が計画比3,402万1,000円の減、前年比1,417万8,000円減の6,600万7,000円となっております。先ほど申し上げたとおり、人員不足により給与手当、役員報酬、雑給与が減、稼働日数も減少していることから人件費以外の項目についてもほとんどが減となっております。経常損失は前年より1,011万9,000円増の1,579万5,000円となっております。

すば〜ふるは、「生活応援湯ったりフリーパス」が終了したことによる利用者の減により、売上高は前年対比395万2,000円減の1,521万2,000円。販売管理費は経費節減に努め79万4,000円の増にとどめることができ、経常利益は前年対比629万9,000円減の248万8,000円の黒字となりました。

ふれあい広場は、利用者が2,647人増加したことに加え、販売管理費の節減に努め前年対比153万3,000円抑えることができ、経常利益は160万8,000円増の916万6,000円となっております。

12ページをお願いいたします。ゆうわ〜くはうすは、湯ったりフリーパス廃止による影響が少なく、売上高は前年対比79万1,000円の増となったものの、物価高騰支援金の減少による補助金の減が影響し経常利益が222万7,000円減の116万円となっております。

飛騨かわいスキー場は、営業開始日の遅延があったものの、SNSやホームページでのPRや感謝デーなどのイベントの効果もあり、売上高は前年対比370万2,000円の減。経常利益は287万9,000円減の242万6,000円とすることができ、営業日数が少なかったことによる影響を最小限に抑えることができました。

13ページにまいりまして、ナチュラルみやがわは、水漏れが原因で宿泊棟がと1棟使用できなかったことにより、売上高が計画比195万2,000円の減、前年対比175万4,000円減の491万4,000円となっております。

14ページをお願いいたします。やまさち工房は、加工品の売り上げが伸び、前年比980万9,000円増の6,938万6,000円。経常利益も前年対比76万2,000円増の418万3,000円となっております。

15ページをお願いいたします。神岡スクールバス事業は、今期通年の営業となりまして、431万9,000円の経常利益が出ております。

16ページからは、第9期の決算報告となっております。17ページ、18ページが期末の貸借対照表です。初めに17ページの資産の部。流動資産の計が1億3,757万円。これは現金、貯蔵品が増えたことにより増額となっております。中ほど、固定資産の計が2,297万7,000円。減価償却により800万円余り減少しております。下から3行目の繰延資産は13万7,000円です。よって、資産合計が1億6,069万4,000円です。18ページの負債の部は、流動負債のみで2,478万1,000円。純資産の部。資本金からその他利益剰余金で純資産合計は1億3,591万3,000円。よって、負債及び純資産合計が1億6,069万4,000円で、資産合計と一致するものです。

次に、19ページの損益計算書の右側、第9期の欄をお願いいたします。売上高は3億2,083万5,000円です。4行目、売上原価は8,497万1,000円です。また、販売費及び一般管理費は3億5,557万円ですので、中段の営業損失は1億1,970万6,000円です。その下、営業外収益として指定管理料9,772万6,000円のほか、物価高騰支援金、リフト無料化補助などの補助金収入が1,654万7,000円、その他雑収入などを加え1億1,633万9,000円でありますので、営業外費用の13万3,000円を差し引いた経常損失は350万円となっております。これに特別利益26万3,000円を加え、特別損失84万7,000円を減じた税引前当期純損失が408万3,000円で、法人税等を差し引いた最下段の当期純損失は462万9,000円となりました。

次に、20ページをお願いいたします。販売費及び一般管理費の内訳でございますが、第9期末の職員数等は役員3名、監査役2名、正社員・嘱託21名、パート社員が常勤と非常勤合わせまして119名が在籍しております。1行目の従業員給与から中ほどの役員報酬、雑給与、厚生費、法定福利費の人件費の合計は1億6,894万1,000円となっております。なお、第9期もボーナスは支給しておりません。科目のうち大きなものについて申し上げますと、修繕費403万円は飛騨かわいスキー場の圧雪車の修繕、ナチュラルみやがわのトイレ修繕など。管理諸費2,040万1,000円は電気機械、衛生設備、消防設備、空調設備などの保守点検費用です。委託費458万9,000円はインタービーイングに飛騨かわいスキー場の圧雪車運転業務及びキャンプ業務を委託しているものです。

21ページをお願いいたします。製造原価明細書につきましては、全てやまさち工房での商品製造に係るものです。

22ページ、23ページは純資産の変動を示した株主資本等変動計算書。25ページはキャッシュ・フロー計算書となっております。

次に、第10期、令和6年度事業計画について報告いたします。26ページからとなります。事業方針といたしましては、各事業部門がそれぞれの課題解決に徹底的に取り組むとともに、顧客満足度の向上と営業力強化を図るための施策を実施し、売上高3億4,600万円、経常利益600万円を達成することとされております。

収益部門については、SNSでの情報発信、ふるさと納税返礼品の充実を図り、強みを伸ばし、ブランド力のさらなるスケールアップを図ることとされております。また、入浴施設などでの各種イベントの定期開催、ゆうわ〜くはうす内の図書館リニューアル、すぱ〜ふると隣接する朝霧の森ノルディックウォーキングコースとの連携、飛騨まんが王国と声優塾との連携や漫画教室の開催など、常に新鮮さを感じさせる施設運営に心がけ、顧客満足度を高めるとあります。

27ページ、第10期収支予算計画では、それぞれの項目の計画値を載せております。

以上が令和5年度決算及び令和6年度予算事業計画の概要ですが、株式会社飛騨ゆいの現在の状況を端的に申し上げますと、10の指定管理施設の運営及びバス事業等の自主事業において、指定管理料を含めて利益を生み出し、その黒字分で本部機能として集約されている会社の運営費を賄う構造となっております。ほぼ大半の事業は黒字ですが、唯一ホテル季古里が大きな赤字を出しており、これが会社全体が赤字に陥る原因となっております。

第9期の決算を見ましても、ホテル季古里の経常損失がなければ1,200万円ほどの経常利益を生み出していることとなります。ここ最近のホテル季古里の状況を見ますと、コロナ禍前の令和元年度には約280万円の黒字でしたが、年度末にコロナ禍に入った令和元年度以降は赤字に転じ、様々な支援金を含めても500万円から2,000万円近い赤字を毎年出しております。

コロナ禍の影響もあったのは事実ですが、新型コロナウイルス感染症が5類感染症となり、人の動きが戻ってきた令和5年度も先ほど申し上げましたように約1,580万円の赤字となっております。

今期は26ページの（1）にありますように、「“ホテル季古里”の業績回復に徹底的にこだわり、様々な誘客施策を企画・実行することで、売上増加を図る。」とありますが、既に9月を迎えておりますので、第1四半期の状況を申し上げますと、ホテル季古里の売上は1,343万円で、前年比66.7%、669万7,000円のマイナスとなっております。株式会社飛騨ゆい全体での売上高は7,232万9,000円、前年比93.2%、463万2,000円の減となっており、ホテル季古里がほかの事業の黒字を打ち消している状況は変わっておりません。

今期の不調は、人員不足により6月まで火曜日、水曜日、木曜日を休館とせざるを得なかったことなどの要因もありますが、現時点で受けている9月から11月の予約の状況を見ましても、昨年の実績を超えるほどの予約は入っておらず、計画値の達成は困難な状況だと見ております。

この結果、18ページにありますように、第9期の繰越利益剰余金はマイナス6,400万円余りと、既に資本金を食い込んでいる状態となっております。このままホテル季古里の赤字を放置すれば債務超過に陥る可能性があります。

市は、株式会社飛騨ゆいの最大株主といたしまして、これまでも経営陣に対してホテル季古里の経営改善を求めてきました。しかし、人手不足や物価の高騰、インバウンドの急激な増加など、大きく変化する外部環境に対応した運営や営業活動などが求められる一方で、現在の経営陣の中にはホテル経営のノウハウを有した人物がいないことなどを考えますと、飛騨ゆいがホテル季古里を運営し続けるのは無理であると判断しております。

このため、今年度末で指定管理期間が満了することから、来期の公募には手を上げず指定管理から撤退すべきである旨を伝えているところです。ホテル季古里の経営から退くことにより一定の黒字を確保できることが見込まれ、債務の解消を図ることができるとともに、適切な人件費を確保し、ほかの部門に投資をするなど積極的な経営に転換でき、飛騨市のまちづくり会社としての役割を果たせるようになると考えております。

他方で、市は施設の所有者であり、管理・運営を行う事業者を選定しなければならない立場にあり、スケジュールから見て今月中には指定管理者公募の手続きを開始する必要があります。ホテル季古里は運営次第で十分採算が取れる施設であると考えており、様々な方々にお声がけをし、

必要に応じ公募期間等も見直すなど柔軟に対応しつつ、併せて様々な選択肢も考慮しながら代わりとなる事業者に応募いただけるよう努力をしております。

以上で、株式会社飛騨ゆいの経営状況の報告を終わらせていただきます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

◎議長（井端浩二）

報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○13番（籠山恵美子）

今、部長のほうから市としての総括も含めて説明を受けました。大変な赤字を出してしまったホテル季古里を中心に説明されましたけれども、この10施設を一手に引き受けている株式会社飛騨ゆいのトータル的な収支が出ているわけなので、私はやっぱり1つ1つの施設の実績などを見てみましたけれども、今のお話ですと来期は民間譲渡になるとか、そういうことを考えておられるのでしょうか。

実はホテル季古里の現場では、長いこと活躍された料理長も9月中旬で辞められるということで従業員の方々がもうホテル季古里がなくなるのではということで大変心配をしておられます。数字だけをこうやって比較してみますと、コロナ禍をとおしてホテル季古里は顧客も減り、そういう意味では1,700万円ほどの大きな赤字を出しておりますけれども、指定管理料を見比べてみましたら、ホテル季古里は指定管理料はゼロ円なんですよね。ほかの施設、例えばすば〜ふるにしても、ゆうわ〜くはうすにしても1,000万円以上、飛騨まんが王国でしたら3,000万円の指定管理料を毎年出しています。その上で指定管理料とほぼ同じぐらいの赤字を出している。それで帳尻を合わせて数十万円、あるいは100万円単位の僅かな黒字を出しているけれども、そういう施設ばかりです。

そういう施設と比べますと、指定管理料ゼロ円のホテル季古里が1,500万円ほどの赤字を出したということについて、ホテル季古里はなかなか経営も大変だというふうに単純には言えないのではないのでしょうか。

指定管理施設のすみ分けとしてはゆうわ〜くはうすも飛騨まんが王国も利益を生む観光施設ですよね。そういう位置づけです。そういうことでいきますと、その中でもホテル季古里だけ指定管理料がゼロ円。あとは1,000何百万円、3,000万円という指定管理料。この違いをどう説明されるのか。もしホテル季古里に同じぐらいの1,500万円から3,000万円とは言いませんけれどもその指定管理料が入っていたとしたらば、今どういう状況になっていたかということも考えるんです。

もちろんコロナ禍は大変なことでしたし、コロナ禍後に顧客が戻ってこないというのは大変苦しいことですが、指定管理として指定する施設としてホテル季古里だけを排除していくということを単純に考えられるだろうかと思うんですけれども、その辺りの市の考え方というのはどのようなものなのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

私からお答えします。今のお話ですと、ホテル季古里は指定管理料が入っていないので、指定

管理料が入ればここまでのことはいいのではないかというお話かと思うんですが、ずっと経緯を見ますとホテル季古里というのは黒字を生み出している施設で、これでほかのところの黒字をカバーしてこれたというところで、もともと指定管理料が入っていない。これが1つ。

それからもう1つ決定的なことは、ほかの施設はずっと見直しもしてきましたけども、市民の健康増進施設の位置づけがあったり、それにぶら下がっている宿があったり。例えば、流葉スキー場なんかは典型的です。それが地域経済に与える効果というものがあるって、そこを維持しなければいけないという性格がある。しかし、ホテル季古里はその点はほかと全く違って、ホテル季古里に地域経済というものがぶら下がっているわけでもないし、かといって市民が利用する施設でないことは明らかであるということになると、我々としてはこれに指定管理料を入れていくという考え方を今は持っていないということになります。

通常は、それでも会社がやりたいと言え、手を挙げてくれればいいのではないかということになるんですが、株式会社飛騨ゆいという会社は市が大株主で出資している第3セクターの位置づけもある会社ですから資本金を毀損するということは、会社の存続が成り立たなくなったときに、市から拠出している、税金から出している資本金そのものを毀損するということになりますから、これはやっぱりある程度のところ歯止めをかけないと、それを放置するわけにはいかない。5年間という指定管理期間がありますから1年くらいであればもう1年様子を見てみようかということがあってもいいかもしれませんが、ここで指定してしまえば5年間ということになりますので、その間に経営が改善することができるのかどうかという話になってくると、純粹に株主という立場から見ると、これはもう手を引いてもらわないと会社が立ち行かなくなるよと、こういうことになるわけです。

なので、今部長から報告があったように、これまで我々が議論してきたのは、株主という立場でどうしていくのかという議論になるわけです。今度は市としての立場はどうなのかという話はその次に来るわけでありまして、先ほど部長の報告でもありましたように、市の立場ということになると市が直接やるわけにはいきませんから指定管理に出すということになるんですが、誰かがそのときにやってくれるかどうかということになるわけです。これも先ほど部長の報告にありましたように、我々としてはしっかりとしたホテル経営のノウハウのある会社がやってくれたら、これは恐らく再生できるだろうというふうに見ております。

それからもう1つ大きな問題は、ここは補助金が入っているものですから辞めれば補助金返還になる。今現在でも1億数千万円の補助金返還になるということになると、継続していかないと非常に市として大きな痛手を被るということになるので、ホテルを継続させると同時に飛騨ゆいではないところに経営をしてもらおうということを考えないといけないということになるわけです。

そのときに、先ほどお尋ねの指定管理料を入れることがあり得るかどうかということについて言うと、あくまでも株式会社飛騨ゆいの救済ではないですから、これはどこの事業者がやろうが指定管理料を入れるかどうかという議論になるわけですから、そうやってきたときに、先ほど言いましたように私自身はそれにぶら下がってる地域経済というものが大きくあるわけでは決してないし、宿泊施設ですから市民が利用することはいいということを見ると、やはり指定管理料を入れずにやってくれる民間事業者を何とか探すということになるろうかと思っております。

○13番（籠山恵美子）

私はこうやって数字を比較して見たときに、何でかんでホテル季古里に指定管理料も同じように入れるべきだという考えではないんですよ。ただ、ゼロ円であるがゆえに他の施設よりも大きな赤字を出してしまったということについては、やはり他の施設のことを何も言及せずにホテル季古里だけをターゲットにしておっしゃるのはいかなものかという感じです。

キャッシュ・フロー計算書も出ていますけれども、例えば民間業者はこのキャッシュ・フロー計算書から、経営が苦しくなったときなどにはそれに対して設備投資でどうやって投資をして立ち直させるかいろいろと設備投資の多寡を考えているようですけれども、今の市長の説明ですと、いずれ民間譲渡を考えておられるのかなと思いますが、そもそもホテル季古里がなぜこんな赤字を出したかという理由が最初に出ていますよね。第9期の説明ですけれども、これを見ると慢性的な人員不足があったとか、働き方改革という名の休館日の増加というようなことが書いてありますけれども、この辺りは、なぜホテル季古里は他の施設に比べて慢性的な人員不足になってしまったのか。その辺りの検証はされているんですか。それは民間になったら解消されるのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

ホテルというのは一種の労働集約型の産業ですから、ほかの建物に比べると圧倒的に人を必要とします。その点がやっぱり人手不足ということが直接出てくる原因ではないかなと思います。民間であったらどうかということですが、民間であっても状況としては厳しいことは変わらないと思うんです。変わらないと思うんですが、先ほどから繰り返し申し上げていますが、株式会社飛騨ゆいという会社をこのまま指定管理を受けさせれば必ずこれは債務超過になることが見えてくる。それを放置しておけないということなんです。なので市としてはほかのところを探すしかないよということを申し上げているわけです。ですから、非常に能力があってやってくればいいんですが、少なくともここまでの状況を見ている限りそこまでの期待ができない。

先ほど報告があったように今年についても全力でやるというお話であったわけですが、ここからさっき秋までの予約を見ても改善の見通しが無いということになると、それが来年劇的にプラスになるということもなかなか考えにくいし、そうすれば市として民間譲渡といっても先ほど言ったように補助金が入っていますから、簡単な民間譲渡ってできないことはないんですけどなかなか難しいところがあります。

そういった状況にありますから、とにかく違う指定管理者を公募して探すという以外に方法がないということになりますから、それがどうかということよりも、とにかく株式会社飛騨ゆいに任せれば、このまま債務超過になっていくのをただ見ているということになりますから、これは株主としていがかかという議論なんです。なので株主の議論と市の指定管理の議論は、実は分けて考えないといけないくて、今はあくまでも株主としての立場で議論させていただいているということになります。

○13番（籠山恵美子）

そうしますと、第4号議案の中に書いてありますが、「“ホテル季古里”の業績回復に徹底的

にこだわり、様々な誘客施策を企画・実行することで、売上増加を図る。」と。この1年でこれを頑張るといふことでしょけれども、このてこ入れというのは株式会社飛騨ゆいはもう無理でしょうから、所有者である市として第10期は大きなたこ入れをするといふことなんでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

これはあくまでも株式会社飛騨ゆいという会社が頑張るといふことですから。我々は指定管理を頼んでいる側ですから、頼んでいる立場としては株式会社飛騨ゆいという会社が頑張ってもらい方を「分かりました。そういうことですね。」と聞いているといふことです。

繰り返しますけど、この株式会社飛騨ゆいといふのは特殊な会社で、指定管理をしてるといふ市の立場と受けている会社が株主であるといふ両方兼ね備えているものから話がややこしいことになるわけです。なので、あくまでも第10期といひましてももう今ですから半分終わっているんですけど、この状況はあくまでも会社として頑張るといふわけであって、市の行政が頑張るといふわけではないといふことです。

○14番（高原邦子）

ホテル季古里のことは分かりました。プロの方に任せたいほうがよいなど。これは株式会社飛騨ゆいの決算ですが、私いろいろな話を聞いていて、ここの2ページにも書いてありましたが、退職者が相次いだ。相次ぐには何かしらの理由があったのではないかなと思ふんです。それは職員間同士のこととか、働き方の内容だったりとか、上司との関係とか、いろいろなことがあるわけなんです。

市は株主として一番大切なのは、こういった人手不足の中で、いかにして働いてくださっている方々に安心して働いてもらえる環境づくりといふのを、この株式会社飛騨ゆいにはいま一度見直してもらわないと。ホテル季古里が別のところへ移っても、ほかの施設があるわけなんですから、そこもまた相次いで辞められたらどうなるのかといふことなんです。その辺は市のほうもよく御存じだと思ふんですが、どのように助言とかお話し合いをされているのか教えていただきたいと思ふます。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

相次ぐ退職といふのは、飛騨ゆい全般についてそういう現象が起きているといふわけではなく、ホテル部門の担当者の中で退職者が相次いだといふことです。それを受けて、会社のほうではなるべく経験のある方に来てもらいたいといふことで探したりはしておりますけれども、世の中、人材不足の時代ですので、なかなか思ふような方に来ていただけず十分に手当てができていないといふのが現状です。ホテル季古里以外の施設についてはほぼほぼ雇用は安定しているといひますか、長年勤めてくださっている方がしっかりと従事していただいております。心配しているのはホテル季古里の従業員の手当てといふことになります。

○14番（高原邦子）

それでは確認しますが、ホテル季古里をホテル部門とかに精通して、受けてくださるよう

な会社を公募していくと。残っているそのものは株式会社飛騨ゆいが一生懸命頑張っていくと思うんですが、今は飛騨ゆいのことを言っているんですが、ほかのホテル部門じゃないところは人間関係でトラブルとか、いろいろなあつれきは心配ないということで捉えてよろしいですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

おっしゃるとおりでございます。

○12番（野村勝憲）

今ホテル季古里の話ですけども、私が情報を得ているのはホテル季古里だけではなくて飛騨市内のホテルは非常に厳しいという話を聞いています。例えば神岡町でしたら、民間のビジネスホテル鷹が別の事業者売却されたという情報も聞いております。

それともう1つ懸念しなければいけないのは、やはり人件費。特に高山市でホテルが次から次にできました。それによって高山市と飛騨市の賃金差があるんです。正直言いましてパートでもやっぱり高山市のほうが高いので、飲食関係でもあちらへ行かれている。ホテル季古里で従業員の方が次から次と辞められるというのは、こういうところが1つ大きな背景としてあると思うんです。そういったところをもう少し市としても分析してケアしないといけないと思うんですが、その辺はいかがですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

議員おっしゃるとおり、そういう現状だというふうに我々も認識しております。ただ、市のケアがどういうケアがあるかということなんですが、こういう経済変動のときに大手の資本力があるようなところが高い賃金を払って、そこに地域全体が引っ張られて差がついてくるという現象があって、ここは市で手当てといってもなかなか現実的には難しい。そうなると、やっぱり利益を生み出せるような体質を自分たちでつくっていってもらい以外に方法がないんです。

市ができることというのは、経営のセミナーみたいなことをやるとかいろいろなことはもちろんありますが、結局最後は経営者がどうやるかということになりますので、そうなお金を入れるかといっても当然持続可能な話ではありませんし、そういうことになってくるので、やはり全体としてとにかくホテルがきちんと利益を生み出せるような体質にできる会社を何とか探す以外にないということが、ここについては言えるということになります。

株式会社飛騨ゆいという会社について言いますと、先ほど部長の報告にありましたけども、全体としては指定管理料が入っていることもあって黒字なんですね。これは恐らくホテル季古里がないと1,000万円以上の黒字になってくる。そういうものが今度は今の従業員の方々の賃金になって回っていけば、ほかを守ることもなってくると思われま。近年、自主事業でバス事業を広げてきて非常に利益を生み出せる体質になっていますし、やまさち工房とかの物販のほうも順調な業績を上げてくれていきますので、何とかそれを全体の賃金に行き渡らせるためには、どこかがそれを食ってしまうところを避けないといけないということが飛騨ゆいについては言えることなのかなと思っております。

○13番（籠山恵美子）

この指定管理料というものの考え方ですけれども、ホテル季古里は要するにサービス業ですから利益を生む施設ということは当然分かりますけれども、ほかの株式会社飛騨ゆいの施設にしても、例えばおんり～湯は単純に健康増進施設ですか。おんり～湯を利用するのは地元の方というよりも富山の方面から来る方が大分多いという話を聞いています。

そうしますと、指定管理料はかなり大きな指定管理料ですけれども、この指定管理料というのは観光施設、ホテルのようなサービス業でないのであれば、恒常的な負担として市はこれからはずっと多額の指定管理料を投入していくのでしょうか。おんり～湯はあそこでもいろいろな利益を上げていますし、ほかの施設でもちゃんと利益を上げている施設がありますよね。その辺りの整合性というのはどういうふうに説明されますか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

指定管理料は、おんり～湯が一番大きいんですね。この問題はやっぱり市の中でもいろいろな議論をしております。

指定管理料の考え方は、こういうものが決まっているということではないんですが、先ほど言いましたように、1つは市民の利用に供する施設であるというところについては、やっぱり一定の指定管理料が入るということは理解できる。市民が利用するだけではない施設については、それにぶら下がっているといいますか、それが ある こと によって 成り立 てる 地域 がある かないか という 判断 になり ます。流葉スキー場は緑風観光株式会社に、つまり普通財産として貸していたものが指定管理になったときに指定管理料を入れるようにしました。これは結構大きな指定管理料ですが、なぜ入れているかという、流葉スキー場が成り立たないと流葉エリアの宿泊施設とか経済が成り立たないという現実があるからです。

同じように見たときに、このおんり～湯はどうかというときに、やっぱり宮川町の坂下地域というところのここがよりどころになっているという精神的な面も含めて、非常に影響が大きいというふうに私は見ているので、この金額が適切かどうかというのは今後精査していかないといけないと思っていますが、そういう観点の中でホテル季古里とは位置づけが変わってくると思っております。

したがって、これは今までもご説明してきましたが、例えばすば～ふるを健康増進施設に変えてきたのもそこを明確にするためだったわけです。観光施設という位置づけであれば、赤字で市民の利用が少ないということであれば即廃止へ持っていくということになると思うんです。ただ、調べてみると市民利用が圧倒的に多いということになりますから、それはやっぱり健康増進施設として維持するからお金を入れる。あるいは流葉スキー場のようにぶら下がっている経済があるから、それは指定管理料を入れる。そういう観点の中でおんり～湯というものを判断しているということです。

ただ、先ほど申し上げましたように、この金額はどうかということについてはこれからまた精査していかねばならないと考えております。

○7番（森要）

聞き漏らしたかもしれませんが、先ほど籠山議員からのホテル季古里の民間にという質問の中で、職員が不安がっているということがあって、それに対するケアをどうされているのか。来年の3月までで辞めるとなるとモチベーションも下がります。そういったことも踏まえてどんなようなケアをして、辞めるということについて職員との話し合いはどのようにしていったのかを聞きます。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

こうやって公の場所で市の考えを述べさせていただいたのは本日になりますので、これから会社の社長のほうから従業員の方たちにはちゃんとお伝えになると聞いております。

その上で、今後指定管理が終わった後の従業員のケアにつきましては、それぞれの従業員の皆さんの進路も含めてよく面談をしていただきながら従業員の方々の意向も尊重しつつ対応されると伺っておりますので、その様子を見守らせていただきながら進めてまいりたいと思います。

◎議長（井端浩二）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

それでは以上で質疑を終結し、報告第5号を終わります。

◆日程第4 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて

（令和6年度飛騨市一般会計補正予算（専決第2号））

◎議長（井端浩二）

日程第4、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて（令和6年度飛騨市一般会計補正予算（専決第2号））を議題といたします。説明を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

それでは、承認第6号につきましてご説明申し上げます。

本件は、令和6年度飛騨市一般会計補正予算（専決第2号）について、令和6年7月23日、専決処分をいたしましたので、報告し承認を求めるものでございます。

まず、3ページをご覧くださいと思います。歳入歳出予算の総額に5,450万円を追加し、予算の総額を197億2,667万7,000円とするものです。

今回の予算は本年7月15日に発生した豪雨により被災した箇所への復旧費用でありまして、飛騨かわいスキー場にてキャンプ場を運営している事業者への影響緩和及びスキー場オープンに向けたリフト整備などを予定どおりに進捗させる必要があることから、専決処分を行ったものでございます。

8ページをご覧ください。まず歳出でございます。こちらは河合町の市道2路線の測量設計費及び工事費を計上しております。

次に7ページをご覧ください。こちらは歳入でございます。工事費につきましては国庫補助対象事業となることから国庫支出金及び市債で対応しまして、査定の準備経費として補助対象とならない測量設計費につきましては、財政調整基金にて財源調整をするものでございます。

以上で説明を終わります。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

◎議長（井端浩二）

報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第6号につきましては委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、承認第6号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決をいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◆日程第5 発議第2号 飛騨市議会ハラスメント防止条例について

◎議長（井端浩二）

日程第5、発議第2号、飛騨市議会ハラスメント防止条例についてを議題といたします。説明を求めます。

〔4番 水上雅廣 登壇〕

○4番（水上雅廣）

それでは説明のほうをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

発議第2号、飛騨市議会ハラスメント防止条例の制定について、飛騨市会議規則第14条の規定により提出する。令和6年9月3日。提出者は私、水上雅廣。賛成者は籠山恵美子議員、澤史朗議員。

提案理由ですけれども、議員間及び議員と職員との間におけるハラスメントの防止に関し必要な措置を講じ、市民から信頼される市議会を実現するため、制定をお願いするものであります。

条例の内容について、条文をもとにかいつまんで説明をさせていただきます。まず第1条の目

的ですが、ここは原文のまま読み上げさせていただきます。

市民から負託を受けた市議会議員は、市政に携わる権能と責務を深く自覚し、公共の福祉の増進という地方自治の本旨を体現するとともに、住民全体の奉仕者として住民福祉の向上に努めなければならない。その中においてハラスメントは、他者に対して行われる極めて卑劣な行為であり、ハラスメントに対する無自覚によって相手に被害を与える人権侵害であることから、飛騨市議会は、議員及び議会としての役割を十分に発揮するため、議員と議員、及び議員と職員が互いに人格を尊重し、相互信頼を深めることを通じて、ハラスメントの防止に努め、市民から信頼される議会の実現に資することを目的とする。

というふうにしております。

次に定義として、第2条、ハラスメントは全てのハラスメント行為を対象とすること。職員等として、飛騨市役所に勤務する全ての職員、特別職も含め対象とするということに定めております。

適用範囲として、第3条、本条例の適用範囲は議員間または議員と職員間でのハラスメント行為とすること。

議員の責務としては、第4条、自らの言動を厳しく律し、議員及び職員の人格を尊重してハラスメントをしてはならない。また、ハラスメントに当たる言動に遭遇したときは、当該議員に対し厳に慎むよう指摘し、解決に努めることとしています。

議長の責務では、第5条、議長は、議会におけるハラスメントの防止に努めること。相談があったときは事実関係を調査し、必要に応じて防止のための措置を講じることとしています。

相談窓口や事案への対応については、第6条、まず相談窓口を議会事務局に置くこと。議長は、迅速かつ適切に事実関係の調査、確認を行うこと。そのための調査・審査会を設ける。審査委員の構成や専門委員を置くことができる。そうしたことを定めております。

第7条、第8条では、申立人等の調査・審査会への協力義務。申立人等や審査会委員の事案に関する守秘義務。情報が漏れた場合の対応について定めております。

被害防止の措置として、第9条、議長は、調査・審査会の議を経て被申立人に注意喚起し、ハラスメントをしないよう求めること。求めに応じない場合は調査・審査会の議を経て、被申立人の氏名等を公表することができるとしております。

第10条で、議員は知り得た秘密を漏らさないこと。第11条で、ハラスメントに関する研修を実施すること。第12条で、職務代行者について。第13条で、条例の施行に関し必要な事項は議長が定めることとしています。

付則といたしまして、施行期日を公布の日からとし、施行後3年をめどに必要な見直しを行うこととしております。

なお今回提出いたしました条例案は、議員と職員が互いに人格を尊重し、相互信頼を深め、互いが住民全体の奉仕者として住民福祉の向上に努めるためにも、健全な職場環境を整えることを主眼としております。したがって、職員から議員へのハラスメント行為も内包するものであります。

また、条文には一般市民という言葉はございませんけれども、市民から負託を受けた市議会議員、住民全体の奉仕者としての議員であることをもってすれば、条例の有無にかかわらず一般市

民へのハラスメント行為はあってはならず、こうした場合にあっては、また別の対応をすることになるのではないかと認識しております。

以上で、案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご賛同をいただきますようお願いを申し上げます。

〔4番 水上雅廣 着席〕

◎議長（井端浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○10番（住田清美）

今回飛騨市議会ハラスメント防止条例ということで、防止をするということに重きを置いた条例の内容になっていると思うんですが、その中で、この条例、今説明にもありましたが、議員と議員、また議員と職員との関係となっておりますけれど、第2条の定義の中の「職員等」の定義について少し質問させていただきたいと思います。ここに「市役所に勤務する全ての職員」となっておりますけれど、これは消防職や病院職員、技能職を含めた正職員であると思いますが、そのほかに職員としても会計年度任用職員、任期付き職員、派遣とか委託の職員も混在していると思いますが、全ての職員というのはこういう方々も含めての全ての職員なのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

○4番（水上雅廣）

お見込みのとおりで解釈をいただきたいと思います。特別職も一般職員も会計年度任用職員も契約社員、それから委託を受けた方。例えば飛騨市リサイクルセンター、あるいは飛騨市民病院、要は飛騨市の施設で働いていただく方々についても適用されるということでご承知をいただければと考えております。

◎議長（井端浩二）

ほかに質疑はありますか。

○7番（森要）

2点ほどあるんですが、まず1点。私もこの飛騨市議会ハラスメント防止条例に対して市民と書いてなかったので入れるべきじゃないかと思いましたが、先ほど、市民については別途考える必要があるということなので、それについてはそれでいいと思います。

第5条ですが、「議長は、議会におけるハラスメントの防止に努めるとともに、議員によるハラスメントに係る相談があった場合には」ということで、これは議員による相談があった場合と書いてあるんですが、職員等からの相談ということが抜けているような気がしますが、それについてはどうでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

○4番（水上雅廣）

条文の中で「議員によるハラスメントに関する相談があった場合」と定義をしておりますので、議員からも、職員からも同様の相談をいただけるものというふうに認識をしております。

○7番（森要）

この文章を見るとあくまでも議員からのということなので、職員からのということも当然あるべきではないかなと思います。これで解釈することは難しいような気がします、どうでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

○4番（水上雅廣）

議員によるハラスメントがあった場合というふうにしておりますので、議員が議員に対して行った場合、あるいは議員が職員に対して行った場合、それから職員が議員に対してということも内包すると申し上げましたけれども、相談をいただけるというふうにこの条文でなっていると認識しております。

◎議長（井端浩二）

ほかに質疑はありませんか。

○7番（森要）

2点目をお伺いします。そもそもこういったハラスメント防止条例、非常に残念なことで、こんなことは議員として当たり前で、防止条例までつくる必要はないという気もしますが、これをつくった背景は今まで検討されてきたのか、何かあったからこういうものを出したのか、それを伺いたいと思います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

○4番（水上雅廣）

まず、何か事象があったのかということに関しては、しっかりとそうしたことを確認できるものはないというふうに承知をしております。私がこの条文を考えかけた頃には四十数自治体でありました。でも、現在は六十数自治体が既に防止条例というようなものを定めておられます。その背景にはいろいろあると思うんですけど、私ども飛騨市議会として今後の議会運営を考えたときに、しっかりと職員、それから議員間の関係を構築していきながら、市民の皆様に対して責任を持てる活動をしていかなければいけない。そうした中で、ハラスメントについては絶対にやってはならないことだということを、改めて規範以外にもこうした条例をもってしっかりと定めておきたいということで提出をさせていただいたところであります。

◎議長（井端浩二）

ほかに質疑はありませんか。

○11番（前川文博）

今日、議員発議ということで出されたんですけども、本日即決ということでの提出になっております。条例、国でいいますと法律をつくるのと同じで、市の条例というと市の法律になるんですが、条例の制定をするという大事なものを即決ということで、どうしてそこになったのかというところをまずお伺いしたいんですが。議会基本条例の中には、政策提言を行う部分、これも提言なんです、そういったときには議員全員で構成する政策討論会を行うものとする。またその次には、本会議の政策提案については必要に応じて政策討論会で合意形成をするというのが基

本条例にあります。こちらのほうについては考えてやられたのか、どうなのか。その辺をまず教えてください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

○4番（水上雅廣）

こうした提出の仕方がどうかということでもあります。やり方としては間違っているものではないとうふうに思っております。ただ、委員会を構成し、あるいは全員協議会の場であるということも思いました。しかしながら、例えば委員会の構成をするにしても、本定例会でそれを上程させていただいてご決定いただいた後に委員構成を決めて、そこからの審議をまたしていただければならない。全員協議会であれば様々なご意見がいろいろなところから出てきて、言ってみたら、いつこうしたことが制定できるのかということをお私に考えたところでもあります。したがって、議会運営委員会の中でも申し上げさせていただきましたが、議員発議として提出させていただいて、皆様からのご判断を仰ぎたいということでしたところでもあります。

○11番（前川文博）

確かに議会運営委員会の場ではそういうお話を伺いましたが、それを聞いていない議員の方もいらっしゃるし、まず即決案件ということでの考えを今確認させていただきました。

その中で、中のほうをお伺いしますが、第8条の中で調査・審査会の発言、その他のことを漏らしてはならないということですが、この会議は原則公開というのが基本条例の中にありますが、秘密会という認識でよろしいのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

○4番（水上雅廣）

公開はするべきではないといいますが、それは案件においてということになるかと思えますけれども、原則は調査・確認をする段階においては委員の中でやっていただきたいと思っております。

○11番（前川文博）

公開するべきではないと思うんですが、なぜこれを今言ったかということ、政治倫理審査会のほうは規定ですけども、中には「原則として傍聴を許可しないものとする。」と。横に出ている審査会の委員だけですね。それから会議記録は基本的には議員とか、傍聴を許可された者しか見れないとか、そういったことの規定もあるんですが、要は申出人を守るということも含めてつくってあると思うんですが、その辺については何も記載されていないんですが、その辺はどのようにお考えですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

○4番（水上雅廣）

どうしてもそういうことが条例の中に必要であれば、説明でも言いましたけれども、附則にも書いてありますけれども、状況を見ながら判断していいのかなというふうに思います。

何を申し上げたいかということ、要は、この条文は処罰をするのが前提の条文ではないと思

っています。あつたらこうしなければいけないということですが、その前に第4条までで、しっかりと議員の中でこういう行為をしないようにしていく、それから研修をしていく、そうしたことで市民からしっかりと信頼していただける議会、あるいは議員としての立ち位置を守っていきたいなと思っております。

○13番（籠山恵美子）

賛成者の1人である私、籠山が前川議員の質問の第8条に関する件で1つお答えしたいなと思うんですが、このハラスメントというのは、そもそも国のハラスメント防止法によりまして、社会通念上あってはならないこと、やってはならないことというのが大前提です。ですから、こういう相談があったりなんだりしたときに、私たちが日々暮らしている社会の中で、社会通念上ですけれども、相談があったからといってすぐに他に漏らすでしょうか。そういうことはしないと思います。相談があった以上は、その事実はどうなのか、あるいは相手方の話もちゃんと聞こうということになりますので、そういうことをするのが調査・審査会ですから、社会通念上やってはならないことはこの調査審査会でもやってはいただきたくないという思いですから、他に漏らしてはならないというのは当然のことですし、秘密会にするまでもなく、その前段階のところで心得なければならぬことだと私は理解しています。

◎議長（井端浩二）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

質疑なしと認め、以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第2号につきましては委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、発議第2号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決をいたします。この採決は、起立によって行います。本案に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

◎議長（井端浩二）

全員起立です。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

- ◆日程第6 議案第75号 飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
から

日程第30 認定第14号 令和5年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について

◎議長（井端浩二）

日程第6、議案第75号、飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第30、認定第14号、令和5年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてまでの25案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。説明を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

議案第82号から議案第85号にて提案しております補正予算の審議をお願いするにあたりまして、その概要についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、確定した財源は速やかに計上する方針のもと、当初予算に対して上振れした地方税6,200万円及び普通交付税2億7,600万円のほか、純繰越金9億1,600万円を歳入計上いたしました。

歳出では、地方財政法に基づく決算剰余金処分として純繰越金の2分の1以上を財政調整基金への積み立てが義務付けられていることを踏まえ、6億4,000万円を積立金として歳出計上いたしました。

さらに5月の豪雨で被災した農地や市道の復旧に総額1億9,200万円を計上するほか、10月より制度が拡充される児童手当の不足見込額3,200万円に加え、定期接種となる新型コロナウイルスの予防接種不足見込額1,200万円を追加計上いたしました。その上で、なお超過する財源6億3,000万円については、今後の人事院勧告による大幅な引き上げが予定される職員人件費等の財源として2億円、さらにこれまでの災害専決予算の財源として繰り入れしてきた1億円を合わせた3億円を財政調整基金に積み立てするほか、市有施設の維持管理経費に活用するための公共施設管理基金積立金に1億1,000万円を計上しました。これに加えまして、予備費には今シーズンの除雪突発対応分としての2億円と、これまでに災害応急復旧を中心に活用してきた額を還元させるための2,000万円を合わせた計2億2,000万円を計上することといたしました。

それでは、本補正予算における主要施策の概要についてご説明申し上げます。

総務費では、地方財政法に基づく決算剰余金処分として財政調整基金への積み立て6億4,000万円に加え、豪雨災害の専決予算財源として繰り入れしてきた1億円、さらに今年度の人事院勧告に基づく職員人件費等の財源留保としての2億円を合わせた計9億4,000万円を積立金として計上しました。このほか、市有施設の維持管理に幅広く活用できる公共施設管理基金への積立金1億1,000万円を計上しました。また、国におけるアナログ的な法令等の全面改正に合わせて、飛騨市が制定する全ての関連例規を修正する必要が生じたことから委託料200万円を計上するほか、市制20周年記念事業として市内で行われる各種イベントを支援するため補助金500万円を追加計上しました。このほか古川町朝開町にある旧農産物直売施設跡地の有効活用を図るための不動産鑑定などの経費100万円を計上するほか、略式代執行が保留となっていた神岡地区の特定空家の

除却工事費500万円を計上しております。

民生費では、10月から制度改正される児童手当費において高校生までの支給延長や所得制限の撤廃、第3子以降の支給額増額などによる不足見込額3,200万円を追加計上するとともに、養護老人ホーム措置額について介護報酬の改定に合わせるための経費300万円を追加計上しました。また、古川町下気多地区における障害者就労支援施設の整備計画に向けて、当該土地の不用施設を除却する工事費500万円を計上しました。

衛生費では、今年度より定期接種となる新型コロナウイルスの予防接種について、当初見込みよりも接種費用が大幅に増額されたため、不足する費用1,200万円を追加計上しました。また、医学生や研修医の通年実習など富山大学と連携した事業への補助金300万円について全額県補助金を財源として計上するほか、地域医療体制の強化策として医学生への修学資金貸付に係る負担金100万円を追加計上するとともに、市内耳鼻咽喉科の医療機器更新に対する補助金100万円を計上いたしました。このほか、産後ケアに係るサービス内容が対象者に広く周知されたことで大変な反響となりまして、想定を上回る利用回数が見込まれることから不足見込額100万円を追加計上しております。

労働費では、大手就職情報サイトへの掲載費用の支援など市内企業の人材確保を推進するための補助金100万円を追加計上するとともに、市内事業所への就職に係る奨励金につきまして、個人及び事業所へそれぞれ100万円を追加計上いたしました。

商工費では、市内店舗における事業承継やさらなる事業拡大を図る事業者を支援するための補助金300万円を追加計上しております。また、全国の薬草団体を巻き込んだネットワークを構築するために必要となる新たな地域おこし協力隊員の経費200万円を計上するとともに、薬草を通じたまちづくりの広報活動に必要な関連経費200万円を計上しております。観光施設の維持管理経費では、老朽化したMプラザの温泉補給用電動2方弁の更新や、今後に見込まれる施設の突発修繕に対応できるよう500万円を追加計上しております。

土木費では、岐阜県の補正予算に伴い県道改良の負担金500万円を追加計上するとともに、豪雨災害の復旧に合わせて市道改良を前倒しして進捗させることから1,000万円を追加計上しております。このほか、景観形成地区における景観に配慮した建築を予定する市民を支援するための補助金100万円を追加計上しております。

災害復旧費では、5月の豪雨により被災した農地及び林道、市道や急傾斜地など総額1億9,200万円を追加計上して早期の復旧に努めてまいります。

次に、職員人件費においては、退職や新規採用者の数が確定したことに加え、配置異動等に伴う調整を行った結果、総額で3,700万円を減額いたしました。

また、令和5年度シーズンにおける暖冬の影響を受けたスキー場やその近隣6施設を支援するため、暖冬対策指定管理者支援金として総額1,300万円をそれぞれの費目に計上しております。

最後に、予備費では、今シーズンの除雪経費の突発対応分2億円のほか、今年5月と7月の災害応急復旧を中心に予備費充用してきた額を復元するための2,000万円を合わせた2億2,000万円を追加計上いたしました。

以上、今回の補正予算は一般会計で15億5,500万円を追加し、補正後の予算額は212億8,200万円となります。なお、今回の補正予算の編成に必要な財源につきましては、普通交付税や前年

度純繰越金など一般財源のほか、国県支出金や基金繰入金、市債等の特定財源で調整しております。

なお、特別会計につきましては国民健康保険特別会計のほか2会計につきまして、人件費調整のほか事業の進捗や過年度精算等に伴う補正を行うことといたしております。

以上をもちまして補正予算の提案説明とさせていただきます。

続いて、条例案件のうち、議案第75号、飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてのみ私から説明をさせていただきます。

本案件は、本年6月に発覚した市県民税の課税誤りに伴い、組織的な管理責任を明らかにするため、市長、副市長の給料を減額するための条例改正です。

事案の概要は、市ホームページや新聞報道で発表があったとおりですが、課税作業の一部を未処理のままとしたことから、一部の納税者に対して誤った納税額で確定、通知したというものであります。原因は、課税作業において国税連携システムから送信される課税データを市民税システムに入力する必要がありますが、データ入力を担当していた職員が他の日々の遅れを取り戻す作業に時間を費やしている間に入力期限を徒過し、それを認識しながら未処理のまま放置するとともに、事業主から提出された課税資料の一部を自らの机の中及び書庫に秘匿していたというものでございます。このたびの不適切な事務処理において多くの市民の皆さまに多大なご迷惑をおかけすることとなり、心よりお詫びを申し上げます。

今回の事案は、今ほど説明しましたとおり担当者の事務の遅延及び課税資料の一部秘匿が原因ではありましたが、その背景には組織としての適切なサポート体制が取れなかったという管理監督職のマネジメント不足が多大にあり、組織的な責任を重く見て担当職員のほか上司である管理監督職についても減給や訓告の懲戒処分としました。併せて、市長と副市長についても組織的な管理責任を明らかにするため、給料を1か月10分の1減額することとし、関連する条例改正を提案するものでございます。

以上をもちまして、議案第75号の提案説明を終わらせていただきます。その他の条例、議案につきましては、総務部長より説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（井端浩二）

続いて説明を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

私のほうからは、議案第76号からご説明させていただきますのでお願いいたします。

まず、議案第76号、飛騨市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、地方公共団体情報システム標準化基本方針に係る基幹業務システムへの移行に伴う改正となります。

その下、議案第77号、坂下辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地対策事業債の予定額の範囲を超える変更を要するためのものでございます。

次に、議案第78号、飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、国民健康保険

法の改正に伴う改正です。

議案第79号、飛騨市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴う改正です。

議案第80号、財産の無償譲渡について（神岡町旧白樺荘）については、神岡町旧白樺荘を民間事業者へ無償譲渡するにあたり議決を求めるものです。

議案第81号、飛騨市企業立地促進条例の一部を改正する条例については、助成金交付の対象要件及び額の変更に伴う改正です。

議案第82号から議案第85号は、令和6年度飛騨市一般会計から令和6年度飛騨市介護保険特別会計の補正予算です。概要につきましては先般の全員協議会等で説明をさせていただいたほか、配付資料のとおりです。

次に、認定第1号、令和5年度一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第14号、令和5年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてまでの14案件につきましては、地方自治法並びに地方公営企業法の定めにより監査委員の意見書をつけて認定に付すものでございます。

続きまして、決算の概要につきましてご説明申し上げます。なお、以降の金額につきましては端数処理をして申し上げますのでお願いいたします。

令和5年度の普通会計の決算は、過去に発行した地方債の償還が見込みどおりに減少し見合いの普通交付税も減少しましたが、持続可能な財政運営の実現に向けた財政調整基金の保有高に係る運用方針を改め、基金再編による積立金及び繰入金が大幅に増加した影響から、歳入総額は前年度比9.3%増の259億9,199万円、歳出総額は同11.1%増の245億1,548万円となり、歳入歳出差引額は14億7,651万円、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、前年度比0.7%増の12億6,834万円となりました。

歳入のうち、市債は例年から微減の36億1,081万円、普通交付税は国の補正予算による再算定が実施されたことにより、臨時経済対策費が上乘せされた一方、合併特例事業費、事業債償還金などの公債費の減により措置額が減少し1億8,525万円の減、特別交付税は個人番号カードの多目的利用に係る措置額が皆減となった一方、物価や人件費の高騰に起因する除排雪経費の増加に伴い2,122万円増加し、地方交付税全体では2.2%減の72億9,102万円となりました。

次に、歳出です。総務費は、持続可能な財政運営に向けた財政調整基金の大幅な積み替えを行ったことで、清掃施設整備事業基金積立金が16億81万円、公共施設管理基金積立金が11億8,213万円、企業立地の促進に向けて新たに設置した基金への積立金5億円などにより、前年度比55.4%増の84億6,612万円。

民生費では、国施策による非課税世帯への物価高騰支援として、対象世帯に10万円の給付、さらに子育て世帯には子供1人当たり5万円の上乗せ給付を実施し、給付事業費が2億3,113万円の皆増となりました。このほか、前年度からの繰り越し事業にて実施した障がい者グループホーム整備事業により、前年度比6.0%増の45億5,115万円。

次に、農林水産業費では、森安・万波線をはじめとする林道整備事業で減となったほか、飛騨産直市そやな整備事業の皆減などで、前年度比16.8%減の11億2,150万円。

土木費では、物価高騰・人件費の上昇の影響を受け、平年並みの降雪量・除雪出動回数であつ

たにも関わらず除雪費が増額したほか、道整備交付金など補助事業の増額などで、前年度比11.8%増の28億1,556万円。公債費は、合併特例債など過去の大型事業の借入金計画どおりに償還できたことで、前年度比19.5%減の20億1,311万円となりました。

次に、特別会計でございます。11特別会計の歳入合計は、前年度比0.6%減の86億9,879万円、歳出合計は前年度比2.0%減の82億7,098万円で、実質収支は4億2,781万円となりました。

次に、水道事業会計ですが、給水人口は前年度と比べ783人減少、収益的収支は事業収益が2.7%減、事業費用が2.6%減となり、当期純利益は前年度を2.9%下回り8,559万円となりました。

最後に、国民健康保険病院事業会計です。飛騨市民病院の収益ですが、入院患者数は前年度比で821人の減。外来患者数は559人の増となり、入院外来収益及び特別収益などを含めた事業収益全体は前年度比959万円の減収となりました。一方、費用面ですが、給与費が前年度比で2,318万円の増、減価償却費が2,030万円の増、材料費が2,290万円の減、経費は空調室外機の大規模修繕はあったものの2,578万円の減となり、事業費用全体では前年度比で1,011万円の減となり、結果、事業収支では3,276万円の損失を計上しました。また、介護医療院たかはらでは、指定管理の基本協定に基づく市側の収支分のみが決算に計上された結果、2,675万円の当年度純損失となりました。

以上で決算の概要並びに提出議案の説明を終わらせていただきます。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で補正予算、条例関連、決算概要の説明が終わりました。

ここで代表監査委員から令和5年度一般会計・特別会計及び企業会計の決算審査ならびに健全化判断比率及び資金不足比率に対する意見の報告を求めます。

〔代表監査委員 島田哲吉 登壇〕

□代表監査委員（島田哲吉）

それでは発言のお許しをいただきましたので、令和5年度の各会計の決算審査については、過日、澤史朗監査委員と私、島田とで審査いたしましたので、その報告をさせていただきます。

付属資料03、令和5年度飛騨市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況等審査意見書をご覧ください。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定に基づき、審査に付された令和5年度飛騨市一般会計・特別会計歳入歳出決算及びその他政令で定められた書類並びに基金運用状況について審査いたしましたので、次のとおり審査意見を提出します。

5ページをお願いします。令和5年度飛騨市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見。第1、審査の対象、第2、審査の期間、第3、審査の方法については記載のとおりでありますので省略させていただきます。

第4、審査の結果。1、審査に付された各会計歳入歳出決算書及び政令で定められた書類は、いずれも法令に準拠して作成され、計数は関係諸帳簿と符合し、かつ正確であることを認めました。また、予算の執行状況は適正妥当であり、おおむね所期の目的を達成したものと認めました。

2、基金の運用の状況を示す書類は関係諸帳簿と符合し、かつ正確であり、設置目的に適合するとともに効率的に運用されていることを認めました。

審査の概要及び意見は次に述べるとおりであります。以下、詳細は審査意見書のとおりであります。

11ページ、後段をご覧ください。本市の令和5年度の財政は、昨年度に引き続き「がんばれふるさと応援寄附金」は受付サイトを新たに3サイト増やすとともに、返礼品を2,371品目追加し、寄附者の間口を広げる展開により前年比1億3,329万円の増加となり、自主財源の確保に貢献しました。また、財政調整基金の保有高に係る運用方針を改め、特定目的基金を中心とした基金再編により積立金及び繰入金が大幅に増加となっております。しかしながら、人口減少等に伴う地方交付税の算定の見直し、各種事業の実施の有無により増減が左右される補助金等により、依存財源が抑制されている現状は変わらないため、今後の厳しい財政状況が危惧されます。

引き続き、交付税算入率の高い有利な起債を選択するなどの工夫や市税等の自主財源の確保に努めるとともに、今後さらに上昇する高齢化率や生産年齢人口の不足に伴う税収減少の先行リスクに対処するべく、事業効果を検証し、行財政の効率化に努め、将来にわたる健全財政が維持できるよう取り組まれることを強く望むものであります。

次に、付属資料05、令和5年度飛騨市公営企業会計決算審査意見書をご覧ください。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された令和5年度飛騨市国民健康保険病院事業会計及び飛騨市水道事業会計の決算について審査いたしましたので、次のとおり審査意見を提出します。

3ページをお願いします。令和5年度飛騨市公営企業会計決算審査意見。第1、審査の対象、第2、審査の期日、第3、審査の方法は記載のとおりですので省略させていただきます。

第4、審査の結果。審査に付された各企業の決算諸表は、経営成績及び財政状況が適正に表示されており、計数は正確であることを認めました。

審査の概要と意見については次に述べるとおりです。以下、詳細は審査意見書のとおりであります。

17ページ、病院の経営内容についての下段をご覧ください。今後も物価高騰による費用の増加や、経年劣化による施設更新等の大規模な修繕による支出が見込まれるため、注視が必要であります。

中段をご覧ください。経営以外の全般については、依然として医師、薬剤師、看護師の不足が解消されない状況が続いている中で、非常勤医師や初期臨床研修医の地域医療研修の受け入れ等、また、日当直医師の応援も得たことで常勤医師の負担軽減を図ることができたことは大きな成果であります。

病院事業について、医療コンサルティングの識見を参考に病院経営の強化と経営外事業の向上により連携体制を深め、病院経営改革の推進を強めながら救急医療体制の維持と安定的かつ継続的な医療サービスを提供する地域に密接した病院として、今後も引き続きその役割を果たされることを望むものであります。

次に、28ページをご覧ください。水道事業を取り巻く経営環境は人口減少や節水機器の普及などに伴い料金収入の減少が懸念されることや、物価高騰による費用の増加、将来的に必要となる多額の施設更新費用が発生することにより厳しくなっていくと予想されます。引き続き、委託業務や修繕工事を効率的、計画的に行い、費用の抑制を図るとともに、将来にわたって安定的に経

営が継続できるよう、有収率の向上や施設運営の合理化等、より一層の効率的な経営に努めていただきたい。そして、これまでと同様に安全・安心で良質な水を安定的に供給できる持続可能な水道事業となるよう取り組まれることを要望いたします。

最後に、付属資料04、令和5年度飛騨市健全化判断比率審査意見書・飛騨市資金不足比率審査意見書をご覧ください。

地方公共団体の財政健全化に関する法律第3号第1項の規定により審査に付された健全化判断比率並びに同法第22条第1項の規定により審査に付された資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

3ページをお願いします。Ⅰ、令和5年度健全化判断比率審査意見書。1の審査の対象から3の審査の方法までについては記載のとおりでありますので省略させていただきます。

4、審査の結果。（1）総合意見。審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。以下、記載のとおりですので省略します。

次に、4ページをお願いします。Ⅱ、令和5年度資金不足比率審査意見書。1の審査の対象から3の審査の方法までについては記載のとおりですので省略させていただきます。

4、審査の結果。（1）総合意見。審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。以下、記載のとおりですので省略させていただきます。

以上で、令和5年度決算審査結果の報告を終わります。

〔代表監査委員 島田哲吉 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で代表監査委員の報告が終わりました。

ここで市長より発言の申し出がありますので、これを許可します。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

監査をしていただきました島田代表監査委員、澤監査委員のお二人に対しましてお礼を申し上げます。両監査委員におかれましては、令和5年度の決算につきまして膨大な量の決算資料を長期間、慎重に監査をいただきました。誠にありがとうございました。

審査を通して様々なご指摘、ご指導を賜ったところでございます。特に個別事項のうち民有地等の借地料につきまして、3年に一度の固定資産評価替えに合わせて交渉を行う等、市で定めた統一基準に合わせて整理するようにご指摘をいただいたところでございます。その他の点も含めまして十分に検討を行い、改善と適正・適法な運営に努めてまいります。

以上、簡単でございますけども、お礼のご挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で市長の発言を終わります。

ただいま提案説明及び決算概要説明、並びに決算審査意見報告のありました議案第75号から認

定第14号までの25案件につきましては、9月11日から9月13日までの3日間、質疑を予定いたしております。質疑、一般質問の発言通告書は9月5日、木曜日、午前10時が締め切りでありますのでお願いいたします。

質疑、一般質問のある方は市の一般事務の範囲であることを確認し、発言通告書により通告をお願いいたします。また、再質問で詳細な数値や個別名称等を問うことがないよう申し合わせ事項に沿ってあらかじめ通告していただきますようお願いいたします。

ここでお諮りいたします。議案精読のため、9月4日から9月10日までの7日間を休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、9月4日から9月10日までの7日間は議案精読のため休会とすることに決しました。

◆閉会

◎議長（井端浩二）

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。会議を閉じ、散会いたします。お疲れ様でした。

（ 閉会 午前11時55分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

井端 浩二

飛騨市議会議員（13番）

籠山 恵美子

飛騨市議会議員（14番）

高原 邦子